

# 第 69 回全日本スナイプ級ヨット選手権大会

## 帆走指示書 (Sailing Instructions)

### 1 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則（以下、「規則」という。）に定義された規則を適用する。
- 1.2 現行の SCIRA「国内および国際選手権大会の運営規定」及び日本スナイプ協会規定の「ディード・オブ・ギフト実施規定」が適用される。
- 1.3 レース公示と帆走指示書の間で矛盾が生じた場合は帆走指示書を適用する。
- 1.4 規則 42 の違反に対して、付則 P を適用する。

### 2 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウス北側壁面の公式掲示板に掲示する。

### 3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時 00 分までに掲示する。
- 3.3 帆走指示書の変更あるいは修正は、SCIRA 代表者の事前承認を得なければならない。

### 4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス 2 階北側にある信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響 1 声とともに掲揚される「D 旗」は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。
- 4.3 個別のレースに対して、「AP 旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

### 5 レース日程

- 5.1 レースの日程は、以下のとおりとする。

11 月 8 日(火) 13:00 受付・計測 (運営棟艇庫内)

11 月 9 日(水) 09:00 受付・計測 (運営棟艇庫内)

16:30 開会式・艇長会議・レセプション受付

17:00 開会式・艇長会議・レセプション開始

(全て和歌山マリーナシティホテル宴会場にて行われる)

11 月 10 日(木) 09:55 第 1 レースの予告信号予定時刻 引き続きレース

11 月 11 日(金) 09:55 最初のレースの予告信号予定時刻 引き続きレース

11 月 12 日(土) 09:55 最初のレースの予告信号予定時刻 引き続きレース

11 月 13 日(日) 09:55 最初のレースの予告信号予定時刻 引き続きレース

15:30 閉会式 (運営棟 2 階会議室内)

※ 1 日に実施するレースは最大 3 レースとする。

※ 最終日は、12:00 より後に予告信号が発せられることはない。

- 5.2 本大会は 11 レースを予定し、1 日に 3 レースを超えて行なわない。
- 5.3 1 つのレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に音響 1 声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

## 6 クラス旗

国際スナイプクラス 『スナイプ』旗（白地に赤のシギ）

## 7 レース海面

- 7.1 和歌山市和歌浦湾で「添付資料 1」に示す。
- 7.2 「添付資料 1」どおりのレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則 62.1 (a) を変更している。

## 8 コース

- 8.1 使用するコースは、SCIRA 公式ルールブックのコース図で示されたコースを使用する。「添付資料 2」に、各レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 8.3 コース信号旗は予告信号以前にレース委員会の信号艇に音響信号 1 声とともに掲揚し、スタート後 10 分間掲揚される。  
「艇の帆走すべきコース」は次のとおりとする。  
「O」旗が掲揚されたとき オリンピックコース  
「T」旗が掲揚されたとき トライアングルコース  
「W」旗が掲揚されたとき 風上・風下コース

## 9 マーク

- 9.1 マーク 1、2、3、3s および 3p は、青色の円筒形パイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボードの端にあるレース委員会艇とマーク 1 とする。
- 9.4 指示 11 に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、赤色の円筒形のパイを使用する。その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。風下マークおよびゲートマークを変更する場合は、元のマークを使用する。ただし、風上・風下コースの時、2 上マークを変更した場合オフセットマークは設置しない。
- 9.5 風上・風下コースのオフセットマークは黄色の円錐形パイとする。

## 10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上の「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった

(DNS)」と記録される。この項は、規則 A4 及び A5 を変更している。

10.3 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および規則 29.2 を変更している。

10.4 「U旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートもしくは再レース、またはスタート信号前に延期もしくは中止された場合には、失格とはされない。これは規則 26 を変更している。この規則が適用される場合には、規則 29.1 は適用されない。これは規則 29.1 を変更している。「U旗」による失格の得点は、「UFD」と記録される。これは規則 A11 を変更している。

10.5 規則 30.3 (黒色旗規定) は適用しない。

10.6 レース終了後すみやかに、OCS、ZFP、または UFD となった艇のバウナンバーをレース委員会信号艇に掲示する。掲示の失敗またはリストの不十分及び誤りは救済の要求の根拠にならない。

11 コースの次のレグの変更と短縮、または中止

11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し (またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11.2 レグの長さの短縮又は延長は、元のレグの長さより 30%より大きくしない。これは規則 33 を変更している。

11.3 規則 32.1 に基づく理由によるコースの短縮は、レースにおけるレグの数が、少なくとも 2 回の風上レグを完了した直後のみ、コースを短縮することができる。これは規則 32.1 を変更している。

11.4 レースの最初のレグの間に掲示した方位から 20 度以上の風向きの変化が持続する場合には、レースを中止して再レースするかまたは中止しなければならない。これは規則 32.1 を変更している。

11.5 最初のラップの間に掲示した方位から 40 度以上の風向の変化が持続する場合には、レースを中止して再レースするかまたは中止しなければならない。このラップとは初めてのマーク 3 の回航を意味する。これは規則 32.1 を変更している。

11.6 レース中に風速の増減があった場合、レース委員会はコース信号旗を掲揚し、コースタイプの変更をおこなう場合がある。レース中のコースタイプの変更は、先頭艇がマークを通過または回航する前に、反復音響と共に新しい適切な旗を掲揚する。これは規則 33 を変更している。

11.7 レース中に許容される最大風速が、連続して 5 分間以上超える場合、レースは中止されなければならない。これは、規則 32.1 を変更している。

11.8 チームレースの戦術を用いてはならない。レース委員会またはプロテスト委員会がチームレースの戦術の使用により、レース結果が著しく影響を及ぼしていると判断される場合には、レースを中止し、違反艇の参加を排除した上で再レースを行う。

11.9 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも、「N 旗」「H 旗の上に N 旗」あるいは「A 旗の上に N 旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N 旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは、規則レース信号及び 32.1 を変更している。

## 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の「オレンジ色旗」を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークの間とする。

## 13 タイムリミットとターゲットタイム

13.1 タイムリミットとレースのターゲットタイムはスタートから以下のようにする。

1 ラップの先頭艇タイムリミット 40 分（1 ラップとは初めてのマーク 3 回航）

レースの先頭艇タイムリミット 90 分

レースの先頭艇ターゲットタイム 60～75 分

先頭艇が 40 分で最初のラップを完了できなかった場合は、レース委員会はレースを中止する。

13.2 ターゲットタイムに対し異なる時間であったとしても救済の要求の根拠にならない。これは規則 62.1 (a) を変更している。

13.3 指示 10.4 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「DNF」と記録される。この項は、規則 35、A4 及び A5 を変更している。

## 14 抗議と救済要求

14.1 抗議および救済または審問再開の要求は、「レース委員会事務局」で入手できる用紙に記入のうえ、締切時間内に「レース委員会事務局」に提出しなければならない。

14.2 抗議締切時刻は掲示する。抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

14.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者および証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

14.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1 (b) に基づき伝えるために掲示する。

14.5 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを公式掲示板に掲示する。

14.6 指示 4.2、10.6、13.2、16、18、20、25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60. 1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決定した場合には、失格より軽減することができる。

14.7 大会最終日では、審問の再審の要求は、次の時間内に提出しなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 15 分以内。

この項は、規則 66 を変更している。

14.8 大会最終日にはプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内でなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。

## 15 得点

15.1 大会は3レースの完了をもって成立する。

15.2 艇の得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合は全レースの合計得点とし、6~8 レースを完了した場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。9 レース以上完了した場合は最も悪い得点と次に悪い得点を除外したレース得点の合計とする。これは規則 A2 を変更している。

15.3 指示 16.1 のチェック・インの手続きに誤りのあった艇に対して、その直後のレースについて、レース委員会は審問なしに「CNF」と記録し、参加艇数の 10%に等しい得点ペナルティーを与える。ただし、ただし、参加艇数+1 点を上回らない。これは、規則 63.1、A4 及び A5 を変更している。

15.4 指示 16.2 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、その直前のレースについてレース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+ 3 点の得点を与える。ただし、参加艇数+ 1 点を上回らない。これは、規則 63.1、A4 及び A5 を変更している。

15.5 ドーピング規則違反が確定した艇は、順位を取り消され、違反艇より下位の艇の順位を繰り上げる。また、参加艇数からも削除され、各レースの艇の順位及び得点も変更される。

15.6 参加艇数とは、11 月 9 日（水）開会式までに大会受付を完了した艇数とする。

## 16 安全規定

16.1 艇はその日の最初のレースの予告信号前に、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会信号艇のスターンをスターボードタックで通過し、口頭でチェック・インしなければならない。艇のチェック・イン艇は最初の予告信号前に位置している間「G 旗」を掲揚する。レース委員会が口頭で艇のパウナンバーを読み上げた時、チェック・インは完了されたことになる。

16.2 競技者は、その日の最後のレース終了後 60 分以内に「レース申告受付所」に用意される帰着申告書にサインしなければならない。

16.3 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また中止または延期されたレースが再開される場合には指示 16.1 に従いチェック・インを行わなければならない。

16.4 レース委員会は、救助を要すると判断した場合、競技者の意思に関わらず救助することがある。これを理由に救済の要求はできない。この項は、規則「62.1(a)」を変更している。

16.5 レースをリタイアする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。また、帰着後直ちに指示 16.2 の帰着申告を行い、レース委員会事務局にその旨を報告しなければならない。

16.6 艇の乗員は、離岸してから着岸するまでの間、有効な浮力を有するライフジャケットを着用しなければならない。ただし、短時間に衣類を着脱する場合はこの限りではない。これは規則第 4 章前文及び規則 40 を変更している。

## 17 乗員の交代と装備の交換

17.1 参加申し込みにてエントリーしたクルー以外の競技者の交代は許可されない。

17.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。

## 18 装備と計測のチェック

18.1 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇はレース委員会のエキップメント・インスペクターまたはメジャーにより、検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

18.2 バウナンバーは登録時に割り当てられ、添付資料3のとおり貼ること。

## 19 大会広告

広告は、ISAF 規定 20 及び SCIRA 規則に従い、許可される。

## 20 支援艇

20.1 支援艇は予告信号から全ての艇がフィニッシュするかもしくはリタイア、または中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。このエリアは、艇が通常のレースで帆走するであろうと想定される場所から概ね 100m 外側に引かれた仮想線の内側である。これに従わなかった場合、レース委員会から支援艇に対して警告を行うことがある。

20.2 支援艇は水上にある場合、大会受付時に交付される「ピンク旗」を掲揚し、広げなければならない。

20.3 レース委員会艇に「ピンク旗」が掲揚された場合、レース・エリアに入った救助活動の協力を要請する。この場合、指示 20.1 は適用されない。

## 21 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任において大会に参加しなければならない。主催団体および本大会に関与するその他の全ての団体、ならびにこれらに属する役員、スタッフは、大会前、大会中、大会後を問わず、陸上または海上において発生した物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を追わないものとする。

## 22 保険

それぞれの参加艇は、有効な賠償責任保険に加入していなければならない。

## 23 ゴミの処分

ゴミはあらゆる支援艇または運営艇に渡してよい。

## 24 賞および後続大会への参加資格

24.1 上位 6 チームを表彰する。

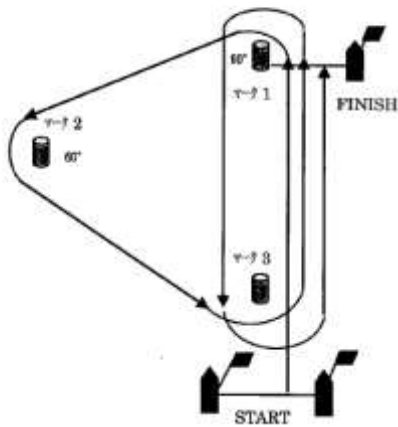
24.2 上位 8 位までのスキッパーには 2017 年に開催される世界選手権大会への参加資格が与えられる。

24.3 上位 5 位までのスキッパーには翌年の全日本選手権大会のシード権を与える。



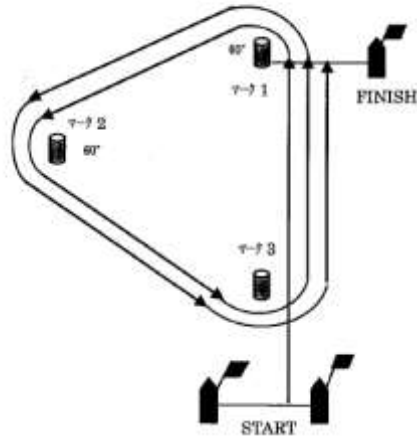
【オリンピックコース】

S-1-2-3-1-3-F



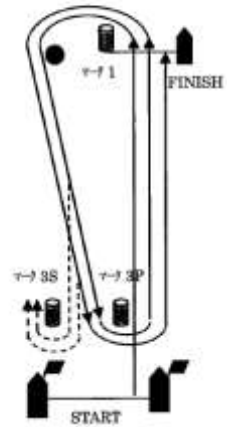
【トライアングルコース】

S-1-2-3-1-2-3-F



【風上・風下コース】

S-1-3-1-3-F



添付資料3

艇の両サイドに下記のようにバウナンバーを貼ること。

参考略図 (イメージ図)

